

議案第48号
令和8年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）

資料5 特例措置の内容について

兵庫県土木部長より通知

「令和8年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について(参考送付)」

参考1 国土交通省不動産・建設経済局長より通知

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について」

参考2 国土交通省大臣官房会計課長他より通知

「令和8年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」

(公 印 省 略)
 契 第 1709-3 号
 技 企 第 1707-3 号
 令 和 8 年 2 月 2 5 日

各 関 係 市 町 長 様

兵 庫 県 土 木 部 長

令 和 8 年 3 月 適 用 の 公 共 工 事 設 計 労 務 単 価 等 の 運 用 に 係 る
 特 例 措 置 に つ い て (参 考 送 付)

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について」（令和8年2月18日付け国不入企第30号国土交通省不動産・建設経済局長：参考1）の通知および「令和8年度設計業務等技術者単価について」及び「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（令和8年2月17日付け国会公契第15号国土交通省大臣官房会計課長ほか：参考2）の参考送付等を受け、下記のとおり特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

なお、本参考送付に係る問合せ等については、管轄の土木事務所へお願いします。

記

1 特例措置の内容

新労務単価^{※1}への改定に伴い、2に定める土木関係の工事及び業務委託の受注者は、旧労務単価等^{※2}に基づく契約を当初契約時点の新労務単価等^{※3}により算出された請負代金額及び業務委託料の契約変更を申請することができる。

※1 「新労務単価」：令和8年3月1日適用の一般労務単価、設計技術員労務単価、測量技術員労務単価、地質調査技術員労務単価等(土木工事積算単価表等記載)

※2 「旧労務単価等」：令和8年2月28日以前適用の一般労務単価、設計技術員労務単価、測量技術員労務単価、地質調査技術員労務単価等(土木工事積算単価表等記載)

※3 「当初契約時点の新労務単価等」：当初契約時点の労務・材料単価等

2 特例措置の対象としている土木関係の工事及び業務委託

令和8年3月1日以降に当初契約を締結した土木部所管の工事請負契約及び業務委託契約のうち、旧労務単価を適用して工事費及び業務委託費を算定しているもの。

3 請負代金額及び業務委託料の変更

変更後の請負代金額及び業務委託料については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額及び業務委託料 =

$$\frac{\text{変更前請負額}}{\text{変更前発注者積算額}} \times \text{変更発注者積算工事等価格}^{\ast} \times (1 + \text{消費税率})$$

※ 当初契約時点の新労務単価等により積算した工事及び業務価格

4 手続き

別紙1のフローに基づき行うこと。

なお、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行うこと。

5 その他

請負代金額及び業務委託料が変更された場合には、対象業者に対し、下請企業との請負契約の金額の見直しや技能労働者及び技術者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応することが必要な旨を説明のこと。

[照会先]

特例措置に伴う工事費及び業務委託費の算出に関すること

技術企画課 技術管理班（積算担当） TEL：078-362-9286

契約手続に関すること

契約管理課 契約班 TEL：078-362-9285

国不入企第30号
令和8年2月18日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

今般、国土交通省が令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、令和7年3月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国全職種平均で4.5%（単純平均の伸び率）上昇し25,834円となり、最近の労働市場の実勢価格を踏まえた継続的な引上げを行っているところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正

な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、新労務単価の早期活用をはじめとする下記の措置を講じることにより、適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図る環境整備に万全を期すようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本通知の周知徹底をお願いします。

記

1. 新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、発注者は、公共工事等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされている。このことを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、入札手続中のものも含め、新労務単価の速やかな活用に努めること。

なお、工事の施工条件等が通常と著しく異なり、新労務単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合等）は、工事内容等に応じて必要に応じ見積を活用することなどにより、適正に積算すること。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事（ゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）を含めた令和7年度補正予算による発注工事等を含む。）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更すること。

また、既契約工事（各団体における新労務単価適用日より前に契約を締結したもの。）については、工期の始期が到来しているものはもとより、工期の始期が到

来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応すること。

なお、国土交通省直轄工事では、新労務単価の決定を受け、別添のとおり、

① 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

② 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これも参考として適正な請負代金額での契約の締結に努めること。

労務単価の引上げに伴う契約変更等を的確に実施できるよう、あらかじめ、スライド条項を適切に設定するとともに、スライド条項の運用基準を策定しておくこと。

国会公契第 15 号
 国官技第 452 号
 国营管第 424 号
 国营整第 174 号
 国港総第 613 号
 国港技第 98 号
 国空予管第 1371 号
 国空空技第 503 号
 国空交企第 362 号
 国北予第 25 号
 令和 8 年 2 月 17 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	企画部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部整備課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長
 (公 印 省 略)

「令和8年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和8年度設計業務委託等技術者単価について」（令和8年2月17日付け国官技第448号、国港技第94号、国空空技第499号）により、令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和8年2月17日付け国官参建第112号、国港技第96号）により、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和53年11月21日付け建設省営管第383号）第3各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

令和8年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「令和7年度設計業務委託等技術者単価について」（令和7年2月14日付け国官技第440号、国港技第97号、国空空技第489号）において定められた設計業務委託等技術者単価及び「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和7年2月17日付け国官参建第61号、国港技第102号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

別 表

- (1) 「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号) 別冊土木設計業務等委託契約書第58条
- (2) 「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」(平成8年2月29日付け港管第444号) 別冊設計・測量・調査等業務契約書第59条
- (3) 「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号) 別冊建築設計業務委託契約書第63条
- (4) 「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省営管発第335号) 別冊建築設計業務委託契約書第63条
- (5) 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号) 別冊建築工事監理業務委託契約書第50条
- (6) 「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国営管第7号、国営技第2号) 別冊建築工事監理業務委託契約書第50条
- (7) 「調査・測量等業務契約書について」(平成22年10月29日付け国空予管第628-2号) 第58条
- (8) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第396号) 別冊調査業務請負契約書第56条
- (9) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第397号) 別冊業務契約書第46条
- (10) 「発注者支援業務等委託契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号) 別冊発注者支援業務委託契約書第59条
- (11) 「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月27日付け国港総第577号) 別冊発注者支援等業務契約書第61条